

予 定 管 理 方 法 書

県営小文地区土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法等

1 管理者

三次市土地改良区

2 管理すべき施設の種類の

名称	箇所数又は延長	摘要
道路	(12) (1.7) 19ヶ線 L=1.8km	
用水路	(8) (1.1) 9ヶ線 L=0.9km	
排水路	(6) (0.4) 10ヶ線 L=0.7km	
用排水路	(1) (0.2) 2ヶ線 L=0.3km	

3 貯水放流、取水又は排水に関する基本事項

なし

4 管理に要する費用の概算及び負担方法

区分 施設名及び種類	標準年間経費の概算額（千円）	合計	摘要
道路	(104) 103	(192) 175	(61) m当たり単価：57円
用水路	(57) 34		(52) m当たり単価：38円
排水路	(21) 27		
用排水路	(10) 11		

負担方法 小文地区内受益者が地積割に負担する。

5 その他管理方法に関する基本的事項

三次市土地改良区が定款、規約により良好な維持管理を行う。